



国住生第 139 号
平成 21 年 8 月 10 日

久米 宏 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成 21 年度住宅・建築物省エネ改修推進事業の
採択事業の決定について（通知）

平成 21 年度住宅・建築物省エネ改修推進事業について、別紙のとおり貴殿の応募された事業を採択することに決定いたしましたので通知いたします。

補助対象とする事業の交付限度額、および交付申請の方法等については別紙に記載の通りとします。

なお、本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願いします。

担当 国土交通省住宅局住宅生産課 己波（みなみ）
tel.03-5253-8111（内線 39421）

1. 事業名

外国人向け賃貸住宅省エネ改修

2. 提案者（代表者）名

久米 宏

3. 補助額等

補助限度額 国費 4,599 千円

※上記補助限度額は、明らかな間違いや補助対象外のもの等について一部提案申請金額を査定している場合がある。また、壁掛け式の熱交換換気扇等別添に記載されている補助対象外となるもののうち、未確認のものが含まれている場合があるが、これに該当する場合は交付申請時に確認の上、補助対象外とする。事前に確認が必要な場合は、事務事業者※に確認すること。

4. 附帯条件

- ①提案内容に変更がある場合には、速やかに国土交通省に報告すること。また、変更内容によっては採択を取り消し、補助対象としない場合があるので留意すること。
- ②事業完成后、原則1年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものを提出すること。なお、設計変更等によって、提案申請書の内容が著しく変更になり、対象事業の要件を満たさない場合、省エネルギー率等についての計算の不備や所定の省エネルギー効果が得られない場合には、必要に応じ国土交通省が改善を求めることがあることに留意すること。
- ③省エネ改修事業の促進に向け、アンケートやヒアリング等に協力すること。なお、提案申請書や実施した事業の内容を統計的に活用することがあること。

5. 留意事項

- ①原則として、補助対象部分については、平成22年2月末までに完了実績報告を提出すること。
- ②平成21年8月10日をもって、施越工事（交付決定以前の事業の着手）の承認を行ったものとみなすこととしており、交付決定以前でも工事の着手は可能であること。
- ③募集要領、及び本補助金交付に係る事務事業者※が配布する交付申請マニュアルに従い必要な手続きを行うこと。

※事務事業者

住宅・建築物省エネ改修推進事業実施支援室

URL: <http://www.syoene-shien.jp>

以上

補助対象の考え方について

次の建設工事等は、補助対象とならない

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室設備（ユニットバス、断熱浴槽等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 上記の他、建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
 - ※ 壁掛け式の熱交換型換気扇。ただし、住宅全体の換気計画に基づいて過半の居室以上の換気を行うもの（セントラル方式または過半の居室に設置する局所方式など）は補助対象とする。
 - ※ 住宅における照明器具の交換
- ・ 遮熱フィルム、遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）